

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第6項に基づき、「三重県警察における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の実施状況について下記のとおり公表します。

1 数値目標及び達成状況

(1) 全女性警察官に占める警部補以上の女性警察官の割合(%)

	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	目標
割合	12.1	11.0	12.8	13.5	おおむね15
前年比(P)		-1.1	1.7	0.7	

(2) 男性職員の育児等に関する休暇取得率(%)

	H26年度	H27年度	H28年度	目標
配偶者出産休暇	39.8	47.4	43.8	65以上
前年比(P)		7.6	-3.6	
育児参加休暇	9.2	9.8	23.0	15以上
前年比(P)		0.6	13.2	

2 主な取組結果

(1) 採用・登用の拡大

- ・ 募集活動において女性警察官の活躍をPRするなどして女性受験者の拡大を図ったところ、女性受験者が増加した。
- ・ 個々の女性警察官の能力・適性に応じて新たに2部門に女性警察官を配置し、職域拡大を図った。
- ・ 育児で県警察学校に入寮できない女性警察官・女性一般職員の入寮を免除し、通学させることで教養参加機会の均等化を図った。

(2) 各種教養の実施

女性警察官の執行力を確保するため、女性警察官を対象とした拳銃射撃訓練、逮捕術講習及び救急法訓練を実施した。

(3) 働きやすい職場環境づくり

- ・ 機動隊庁舎の建て替えに伴い、女性専用の休憩室、シャワールーム、更衣室を整備した。
- ・ 各所属にセクハラ相談員及び女性職場相談員を置き、相談しやすい体制を構築するとともにセクハラ防止に努めた。
- ・ 定時退庁日を指定して庁内放送するなど、職員の定時退庁を促し、時間外勤務の削減に努めた。
- ・ 女性職員及び女性職員を部下に持つ男性職員を対象とした研修会を実施し、全職員の意識改革を図った。
- ・ 幹部によるイクボス宣言を実施し、職員の育児等に係る休暇の取得を奨励するなど、休暇を取得しやすい雰囲気づくりを推進した。

(4) 職員への周知

- ・ 休暇制度に関する執務資料を作成・配布し、休暇制度の周知を図った。
- ・ 幹部による声掛けや休暇取得一覧表の職員間の共有などにより、休暇取得職員の業務補完態勢の構築を図った。

3 今後の取組

女性が働きやすい職場環境の一層の整備を図り、女性の職域拡大に努めるとともに、出産・育児に関する特別休暇や年次有給休暇の取得促進、時間外勤務の削減など、職員のワークライフバランスの向上のための取組を引き続き推進する。